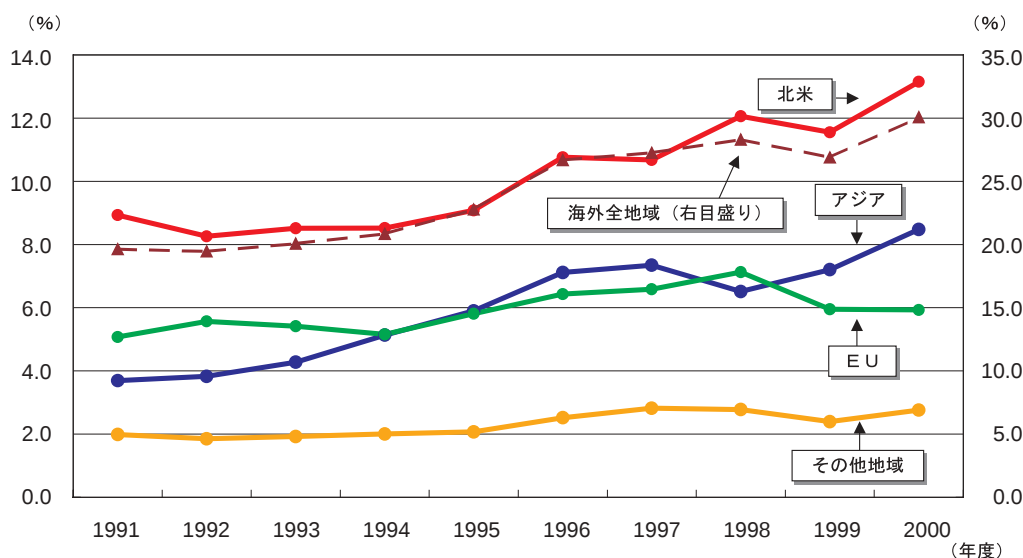


### 3. 途上国協力と模倣品対策

#### (1) アジア諸国との連携

中国を始めとするアジア諸国の経済成長や企業活動のグローバル化に伴い、我が国とアジア諸国との経済的な相互依存関係はますます深化している。我が国企業の全売上高に占める海外各地域売上高の割合を見ると、海外への依存度が総じて高くなっている中で、特にアジア地域の比重が高まっている。アジア諸国が製造拠点や販売市場として、我が国企業に大きな事業機会をもたらす重要な地域となっていることがわかる。

【日本企業の全売上高に占める海外各地域売上高の割合】



(資料) 2003 年版通商白書

しかしながら、欧米等の先進諸国と比較すると、アジア諸国における知的財産権の保護水準は決して十分とは言えない。2000年1月より途上国に対するTRIPS協定の履行義務が生じたこともあり、アジア諸国においても最低限の法制度は整備されているものの、その運用体制は未だに脆弱であり、審査遅延や模倣品の氾濫といった現象が日常化しているのが現状である。さらに、中国、韓国等の産業技術の発達とあいまって、今後、我が国企業との間で特許権侵害事件が増加することも懸念される。アジア地域の経済成長を今後とも持続させ、かつ、我が国企業がアジアでの事業機会を十全に活用していくためには、アジア諸国における知的財産権の保護水準を向上させ、権利取得や権利行使に係るコストを引き下げていくことが不可欠である。

このような観点から、我が国特許庁はアジア諸国の知的財産権庁等との間で積極的な協力活動を推進している。多国間、二国間等の様々な枠組みを効果的に活用し、アジア諸国における知的財産権の保護水準の向上に向けた制度の導入や運用の強化を要請するとともに、その実現に必要な体制整備のため、人材育成や情報化に対する支援を行っている。このようにアジア諸国の知的財産権庁との連携を強化することは、多国間の枠組みや他の複数国間の枠組みにおける我が国のプレゼンス向上にも寄与するため、今後とも積極的に推進していくことが必要である。

近年、我が国はアジアにおける経済統合の実現を見据え、多くのアジア諸国との間で経済連携協

定（EPA）や自由貿易協定（FTA）の締結を積極的に推進している。このような動きが進展すれば、知的財産権の分野においても、各国における保護水準の向上のみならず、各国間の制度調和に向けた協力活動がより重要となっていくことが考えられるが、我が国特許庁としては、日米欧三極での経験をも踏まえ、そのような活動を牽引していくことが重要である。

## 二国間の枠組み

### a．中国

#### ア）日中特許庁長官会合

2002年11月、韓国のソウルにおいて第9回会合を開催し、両国の最近の取組、両庁間の協力、特許審査、模倣品対策について情報・意見交換を行った。日本側からは太田特許庁長官（当時）、中国側からは王国家知識産権局長が出席した。

#### イ）日中商標会合

2001年3月、東京で第4回会合を開催し、中国商標法改正の進捗状況、模倣品対策、周知商標の保護、人材育成について情報・意見交換を行った。日本側からは及川特許庁長官（当時）、中国側からは侯商標局長（当時）が出席した。

#### ウ）日中商標実務者会合

2003年1月、北京にて第1回会合を開催した。日本側から模倣品問題の解決に資する周知商標の保護や審査判断の透明化等について改善の働きかけを行ったほか、審査基準・運用、人材交流、早期審査制度等について情報・意見交換を行った。

### b．韓国

#### ア）日韓特許庁長官会合

2002年11月、韓国のソウルにおいて第14回会合を開催し、世界的課題、審査協力、情報技術、模倣品対策について情報・意見交換を行った。日本側からは太田特許庁長官（当時）、韓国側からは金特許庁長（当時）が出席した。

#### イ）日韓機械化専門家会合

2002年6月、韓国のテジョンにおいて第5回会合を開催した。会合では、電子出願とペーパーレスシステムに関する情報を交換し、2002年4月に日韓ネットワークを開設したこと、2002年8月から優先権書類電子データのオンライン交換を開始することを確認した。さらに検索データベース交換の実施プランに関して意見交換を行った。

#### ウ）日韓商標審査官会合

2002年10月、韓国のテジョンにおいて第2回会合を開催し、両国商標制度の近況報告、両国の制度・運用、分類問題（ニース国際分類改正等）、マドリッド協定議定書関連（韓国の加入準備状況等）について情報・意見交換を行った。

#### エ）日韓意匠審査官会合

2002年10月、韓国のテジョンにおいて第2回会合を開催し、両国意匠登録制度の近況、意匠の保護対象、両国の制度比較、意匠検索システム及び審査資料のデータベースについて情報・意見交換を行った。

## c．タイ（日タイ特許庁会合）

2001年6月、東京において第5回会合を開催した。会合では、タイ特許法下における出願人の対応外国特許出願審査結果提出義務の運用を明確化するとともに、タイ商務省知的財産局（DIP）が出願人から提出された日本国特許庁の審査結果を活用して適切な処分を行う旨、両庁間で確認した。また両庁は、意匠出願審査に係る協力等についても意見の一致をみた。日本側からは及川特許庁長官（当時）、タイ側からはポンスリ商務省知的財産局長（当時）が出席した。

## d．経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）

2002年11月30日、我が国初のFTAとなる日シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）が発効した。この協定の中には、知的財産に関する章が設けられ、i）日本とシンガポールに同一の発明に関する特許出願を行った出願人が、日本における特許審査の結果に係る情報を英語訳とともにシンガポール知的財産権庁に提出すれば、簡易な手続かつ安価な料金でシンガポールの特許を取得できるようにすること（2002年8月に実現）、ii）シンガポール知的財産権庁が所有するインターネット上の知的財産権情報検索ポータルであるSurfIPと日本国特許庁の特許電子図書館（IPDL）データベースとを連携させること等が盛り込まれている。

我が国は現在、シンガポールに続き、メキシコとの間で協定締結交渉を行っているほか、韓国、タイ、フィリピン、マレーシアとの間でも協定締結に向けた二国間の検討会合を開催している。知的財産分野に関しても、TRIPS協定の水準を超えるルールの導入等について精力的に検討を行っている。

## 多国間の枠組み

## a．日中韓

2002年11月、韓国のソウルにおいて、太田特許庁長官（当時）、中国の王国家知識産権局長及び韓国の金特許庁長（当時）の間で、第2回日中韓特許庁長官政策対話会合を開催し、専門家部会の設置、企業を対象とした知的財産の管理・活用のためのセミナー、各庁の取組、日中韓の特許庁に共通する課題、知的財産分野におけるグローバルな問題、ASEANへの協力について情報・意見交換を行った。

## b．ASEAN＋3

2001年9月、東京において、ASEAN9か国及び日中韓3か国の知的財産権庁長官等の参加を得て、第1回ASEAN＋3知的財産権庁会合を開催した。会合では、知的財産分野におけるASEAN＋3での対話枠組みの構築、知的財産分野のグローバルな問題に関する認識の共有、人材開発協力、知的財産行政における情報技術活用協力、特許権及び特許制度の活用推進に係る協力について意見交換を行った。

## c．アジア太平洋経済協力（APEC）・知的財産権専門家会合（IPEG）

## ア）APEC・IPEGとは

APECとは、アジア太平洋地域の21の国・地域をメンバーとして、貿易・投資の自由化・円滑化及び経済技術協力を目指す地域フォーラムである。1995年のAPEC大阪首脳会議において、貿易・投資の自由化・円滑化に関する15の優先分野の1つとして知的財産権が取り上げられ、それに対応した専門家レベルのフォーラムとしてIPEGが設立された。

#### イ) IPEGの活動

IPEGでは、貿易・投資の自由化・円滑化を促進するために、共同行動計画（CAP：Collective Action Plan）を作成し、この計画に基づいた活動を行っている。1996年のIPEG発足以後2000年までは、APEC域内におけるTRIPS協定完全履行及びそのために必要な技術協力を活動の柱としてきた。

2000年には域内TRIPS協定完全履行の目標がほぼ達成され、この結果を受けて2001年には共同行動計画の改定を行った。新しい共同行動計画は以下の9項目からなり、APEC各国・地域における知的財産の資産としての管理の促進、知的財産権保護の確保を通じた技術移転の円滑化などの項目が新たに盛り込まれた。

##### < 新たな共同行動計画 >

- 知的財産政策に関する対話の深化
- 簡易・迅速な権利取得へのサポート
- 知的財産権に関連する手続の電子処理化
- 新分野における知的財産権の適切な保護
- 知的財産制度運用の改善のための協力
- 知的財産権の権利行使のための効果的な制度の確立
- APEC各国・地域における知的財産の資産としての管理の促進
- 公衆の意識高揚
- 知的財産権保護の確保を通じた技術移転の円滑化

IPEGの具体的活動としては、毎年2回の定期会合のほか、知的財産に関する官民合同セミナーやシンポジウムを開催している。

#### ウ) 我が国の貢献

我が国はIPEG発足時から3期6年間にわたり、IPEGの議長国を務め、IPEGの活動をリードしてきた。議長職は2002年3月に台湾へ引き継いだ。今後も新議長をサポートすると同時に、共同行動計画のいくつかの分野における牽引役として積極的に参加していく。

我が国が2001年に提案した、APEC各国・地域における権利行使の運用の参考となる「例示的プラクティス」について、各国・地域からの意見を反映した文書を2003年のIPEGの成果物とすることが合意された。

また、権利行使の強化に関する産業界からの要請も考慮して2002年に我が国が提案した、権利者に対して権利行使に関する一般的な情報提供を行うための「IPRサービスセンター」については、APEC各国・地域に設立することが2003年の貿易担当大臣会合で合意された。

## (2) 途上国協力

知的財産権の保護強化を通じた途上国における貿易・投資環境の改善は、それらの国で事業活動を行う我が国企業のビジネスコストを引き下げるだけではなく、対内直接投資の拡大による途上国経済自身の発展を通じて、世界経済の持続的な成長に寄与するものである。このような観点から、我が国特許庁においては、従来より、アジア地域を中心とする途上国に対して、知的財産権の保護強化のための人材育成や情報化等を積極的に支援してきた。

2000年1月には途上国に対するTRIPS協定の履行義務が発生したこともあり、途上国における法制度は概ね整備されたと考えられるため、今後は、運用体制の強化を中心に支援していくことが重要である。また、途上国によって知的財産権の保護水準や我が国との貿易・投資実態が大きく異なるため、協力の実施に当たっては、我が国産業界のニーズを踏まえて対象国・分野等の優先度を十分吟味するとともに、各国の状況に応じたきめの細かい計画を策定することが不可欠である。

### 人材育成協力

#### a. フォーラム、シンポジウム等の開催

WIPOジャパン・トラスト・ファンド<sup>1</sup>により運営されている主な会合の開催実績は次のとおりである。

##### ○ WIPOアジア太平洋広域フォーラム

アジア太平洋地域の各国知的財産権庁長官クラスによる政策対話を行っている。2002年度はマニラ（フィリピン）において、「経済及び技術発展に関し、アジア太平洋地域の知的財産権庁に期待される役割」のテーマのもと、21か国からの参加があった。

##### ○ WIPOアジア地域ワークショップ

2003年2月に、タイにおいて「知的財産権のエンフォースメント」をテーマに開催された。また、インドネシアにおいて「マドリッド及びヘーグ協定により、途上国へもたらされる利益」をテーマに開催される予定である。

##### ○ WIPOアジア地域シンポジウム

2003年1月に、スリランカにおいて、「公衆に対する知的財産の普及啓発に対する支援」をテーマに開催された。また、インドにおいて「地理的表示の保護」をテーマに開催される予定である。

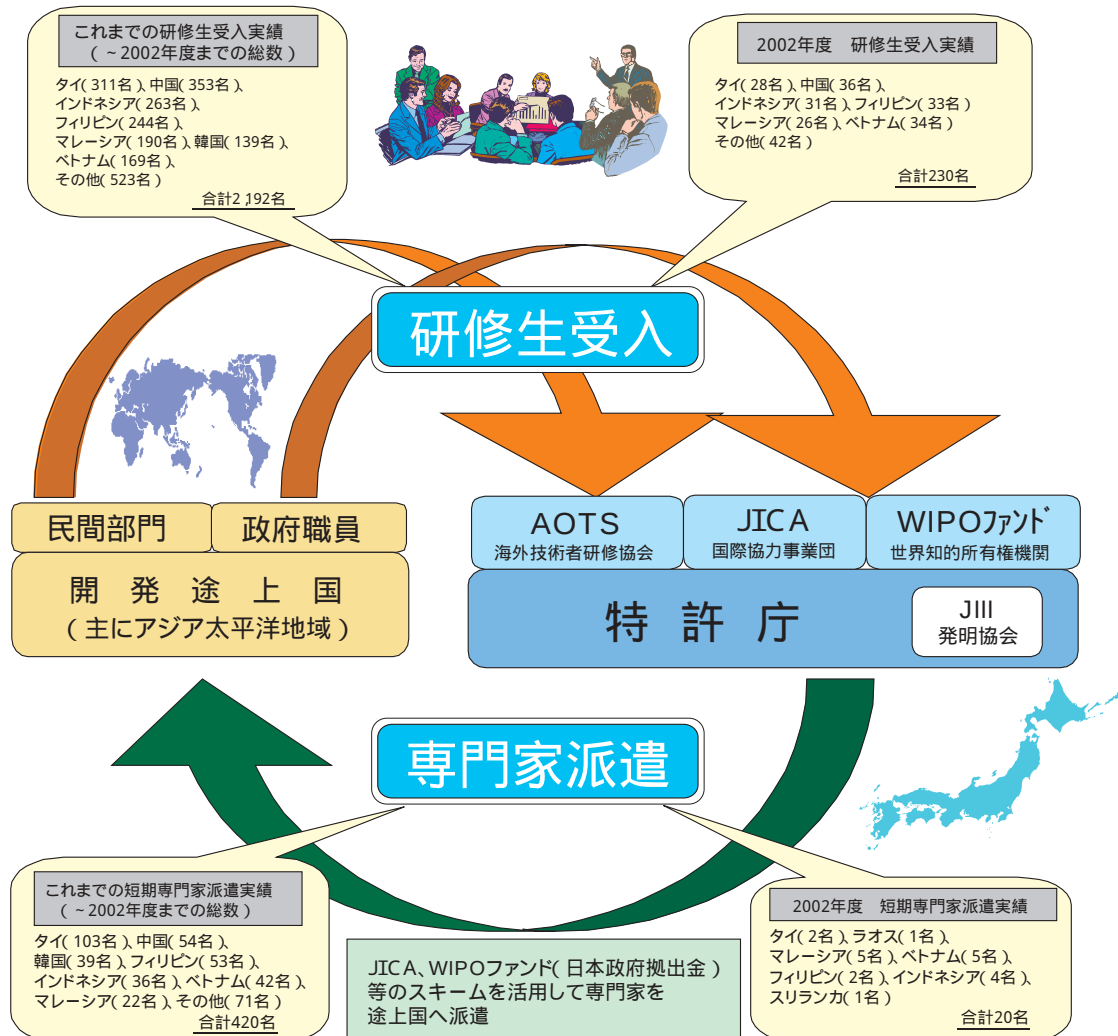
#### b. 専門家派遣

WIPOジャパン・トラスト・ファンド、国際協力事業団（JICA）の派遣スキームを活用して、我が国特許庁職員等を途上国へ派遣し、主に審査実務、情報化、PCT実務について現地指導を行っている。

<sup>1</sup> 我が国政府は、WIPOに対して1987年から任意拠出金を支出している。この拠出金を基に、信託基金「WIPOジャパン・トラスト・ファンド」が生まれ、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）地域のWIPOメンバー途上国を対象として、長官会合、シンポジウム等の開催、研修生及び知的財産権研究生の受入れ、専門家派遣、知的財産権庁の情報化などの各種事業が実施されている。

## c．研修生の受入れ

1996年4月から2003年3月までに、アジア太平洋地域の42か国1地域から官民あわせて1,653名の研修生を受け入れた。研修生から成る同窓会組織の運営にも力を入れており、我が国と途上国との人的なネットワークの構築にも大きく貢献している。



## d．長期研究生(知的財産権フェローシップ)の受入れ

WIPOジャパン・トラスト・ファンド事業の一環として、途上国において知的財産権の指導的立場にある者、もしくは今後その様な立場になる者を我が国に約6か月間招へいし、知的財産権に関する自主的な研究活動の場を提供している。

2002年度は、イラン、フィリピンよりそれぞれ1名の長期研究生を受け入れた。

また、我が国特許庁独自の事業としても6か月間、長期研究生受入を行っており、2002年度は中国(商標局)ベトナムよりそれぞれ1名の研究生を受け入れた。

## 情報化協力

タイ知的財産権局に対し、1995年6月から2000年6月まで(5年間) JICAプロジェクト方式技術協力により我が国特許庁から長期専門家を派遣し、人材育成を通して特許文献検索システムを構築した。

フィリピン知的財産権庁に対し、1999年5月から2003年5月まで（4年間）同方式により、長期専門家を派遣し、人材育成を通して出願事務処理システムを構築した。

ベトナム国家知的財産権庁に対しては2000年4月から同方式による出願事務処理システム構築の協力を実施中である。

#### 審査協力

##### a．意匠審査結果の提供

途上国における意匠実体審査の処理促進を支援するために、日本及び協力対象国の両国に共通して出願された意匠登録出願について、日本における当該出願の審査結果（登録がなされた出願についてののみ）を相手国特許庁に対して提供する協力を行っている（タイ知的財産権局：2002年1月開始、ベトナム国家知的財産権庁：2002年9月開始。）

##### b．アジア産業財産ネットワーク（AIPN）の構築

AIPNとは、アジア地域の途上国知的財産権庁に対して我が国の審査関連情報を提供するシステムであり、修正実体審査制度（前掲）を有さないアジア地域の途上国知的財産権庁に対しても、対応する特許出願に係る我が国の審査結果を適切に提供するとともに、かかる審査結果の有効活用を通じて、これら知的財産権庁における権利取得を迅速化することを目的としている。

具体的には、アジア地域の途上国知的財産権庁の審査官が、ネットワークを通じて対応する我が国出願の経過情報、引用文献情報、特許付与後クレームの審査関連情報やパテントファミリー情報等を英語で入手できるシステムを構築し提供をしている。

### （3）模倣品問題への対応

#### 模倣品被害と産業界における取組の現状

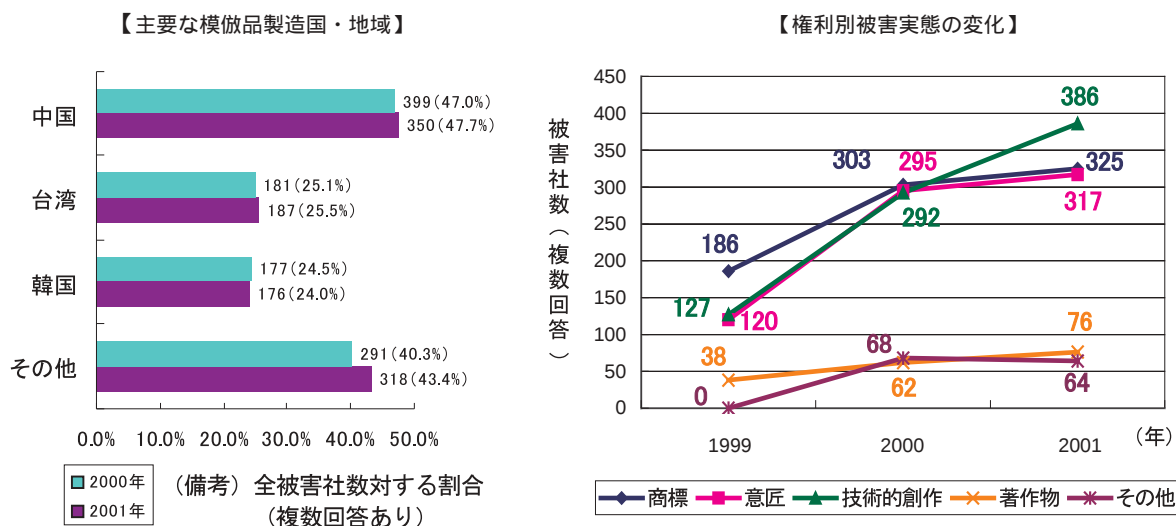
近年、海外における模倣品による被害が深刻化している。中国、台湾、韓国を始めとする東アジア地域における産業技術の発達に伴い、商標権や意匠権の侵害にとどまらず、特許権を侵害される事例も増えている。また、経済のグローバル化に伴い、東アジア地域で製造された模倣品が輸出されてアジア全域や欧米等の域外にまで流通し、中には我が国に逆流する場合もある等、模倣品による被害は大きな広がりを見せている。

模倣品の氾濫は、我が国企業にとり、海外市場における販売機会の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下、製造物責任を巡るトラブルの増加等の悪影響をもたらすものであり、海外における事業活動に従事する上で、積極的に模倣品対策に取り組む必要がある。

最近においては、精力的な調査活動により模倣品の製造業者や流通ルートを特定した上で、現地取締機関に取締りを要請する等、模倣品対策に熱心に取り組む企業・業界が増えてきている。しかしながら、これらの取組には粘り強い努力が必要であり、人的・資金的制約の中で十分な対応ができていない場合も多い。また、個々の企業・団体単位による対応では現地政府・取締機関に対する交渉力に限界があることも否めない。

このような状況を踏まえ、業種横断的な産業界の連携を推進し、我が国政府と一体となって模倣品対策を強化するため、2002年4月に「国際知的財産保護フォーラム<sup>1</sup>」が設立され、「産業界からの提言策定」、「侵害国政府への模倣品対策強化要請」、「情報交換・調査研究」、「侵害国政府に対する人材育成協力」といったプロジェクトを実施している。

### 【2002年度模倣被害調査報告書より】



- 中国における模倣品製造による被害社数は350社であり、国別では最多（1位中国47.7%、2位台湾25.5%、3位韓国24.0%）。
- 「商標権」、「意匠権」の模倣件数を「技術的創作」が上回る。模倣品の質的高度化。

#### 模倣品問題に対する特許庁の取組

海外での模倣品問題の深刻化を踏まえ、特許庁においても様々な対策を講じている。

##### a．模倣品被害の実態に関する情報収集

海外における我が国企業の被害状況を把握するため、毎年、アンケートにより「模倣被害実態調査」を実施するとともに、北京、上海、香港、ソウル、台湾、バンコク等に所在する関係団体の事務所を活用し、知的財産権の権利行使に係る現地の法制度や運用の状況を調査している。これらの結果については、特許庁のホームページ<sup>2</sup>等で広く公開している。

##### b．我が国企業への情報提供・相談対応

1998年に模倣品相談窓口（模倣品110番）を設け、我が国企業からの個別の相談に対応している。また、模倣品の被害が生じている国ごとに対策マニュアルを作成するとともに、現地において日系企業を対象としたセミナーを開催し、模倣品対策に必要なノウハウの提供に努めている。さらに、国際知的財産保護フォーラムとの連携を強化することにより、産業界の取組に対する支援を行っている。

<sup>1</sup> 2002年4月に発足（座長：森下洋一松下電器産業㈱会長）。2003年6月末現在160の企業・団体が参加。

<sup>2</sup> 模倣品被害の実態 <http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/jittai.htm>

## c．相手国政府への働きかけ

中国、韓国、台湾等模倣品被害の深刻な国・地域に対しては、特許庁長官会合、ハイレベル経済協議等の二国間協議の場を通じて、相手国政府へ模倣品取締の強化を要請している。また、WTOのTRIPS理事会、WIPOエンフォースメント諮問委員会、APEC/IPEG等の多国間協議の場においても、模倣品対策強化の重要性を訴えかけている。

特に、中国の中央政府及び地方政府に対しては、2002年12月に、国際知的財産保護フォーラムとの連携により、官民合同ミッションを派遣し、模倣品取締りの強化を要請した。このミッションには、森下洋一・国際知的財産保護フォーラム座長が団長として、西川太郎・経済産業副大臣が政府側代表として参加したのを始め、25の民間企業・団体からの代表者、政府関係者等総勢90名が参加した。

## d．相手国政府に対する支援

模倣品被害の深刻な国・地域における取締りの実効性向上を図るため、現地の税関、警察、裁判所職員等の関係機関の人材育成を支援している。毎年、アジア各国から研修生を受け入れるとともに、2002年度には、中国及びシンガポールにおいてセミナーを開催した。

## e．国内取締機関との連携

国内での模倣品製造・流通を防ぐため、我が国の税関や警察からの侵害事件に関する照会に対応する等、取締機関との連携を図っている。また、商標権侵害物品に加え特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品を輸入差止申立制度の対象とするため、2003年4月に関税定率法の改正を行い、税関長からの特許庁長官への意見照会制度を設けるなど所要の措置を講じている。東アジア地域から模倣品が流入する事例が絶えないことから、今後とも、そのような連携を強化することが重要となっている。

## f．消費者等に対する啓発活動

小冊子やインターネットコンテンツを製作・頒布することにより、善意の消費者の被害を防ぐために模倣品流通の実態について周知するとともに、故意による模倣品購入を防ぐために知的財産権保護の重要性を訴えている。



特許庁作成の啓発用インターネット・コンテンツ  
(<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/kanren/1403-069.htm>)



一般消費者向け小冊子  
「ファブリカトール」



流通業者向け冊子  
「No Fakes」